

意見書

令和2年10月13日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

令和2年10月13日に開催した令和2年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より道路事業1箇所、広域河川改修事業4箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 道路事業【再評価対象事業】

5番 こくどう 国道368号 ごう 仁柿峠 にがきとうげ バイパス

5番については、平成2年度に事業に着手し、平成11年度、平成17年度、平成22年度、平成27年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、5番については、事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。今後、事業の計画的な執行を図り早期完了に努められたい。

(2) 広域河川改修事業【再評価対象事業】

8番 にきゅうかせんしともがわ 二級河川志登茂川

9番 にきゅうかせんあいかわ 二級河川相川

10番 にきゅうかせんしはらがわ 二級河川志原川

7番 にきゅうかせんあさけがわ 二級河川朝明川

8番、10番、7番については、平成27年度に河川整備計画の報告がされ、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

9番については、平成22年度に河川整備計画の報告がされ、平成27年度に再評価を行い、その後一定期間（5年）を経過し、継続中の事業であるため、再評価を行った事業である。

今回、審査を行った結果、8番、9番、10番、7番について事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。